

# 匠の論点解説

## 情報管理の重要性

個人情報保護法

マイナンバー制度を踏まえて

### 1. マイナンバー法の背景と目的

国民全員に個人番号を割り振るといふ制度は、昭和43年の佐藤内閣による個人コード構想以来何度も構想されては立ち消えになってきましたが、平成25年に安倍内閣でマイナンバー法が公布され、昨年10月には個人番号通知カードの配布が開始されました。この背景には平成19年の消えた年金記録問題による情報管理の重要性の再認識があると思われれます。マイナンバー制度の目的として、政府は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、の3点を挙げています。この3点目が特に重要で、税や社会保障で脱税や不正受給等の不公平・不正を回避するために、マイナンバー制度により各個人の所得を正確に把握することこそが制度の眼目であると言われています。

### 2. 個人が気を付けること

ある調査によればネット上の投稿ではマイナンバー制度に対しネガティブなものも6割を占めるといふ結果が出ています。また個人所得の把握が徴税強化につながるという根強い反対意見があります。但し、一般のサラリーマン世帯では、所得は源泉徴収制度を通じて既に正確に把握されているので、特段の問題はありません。一方で、会

社に届けていない副業や税務署に届けていない所得・隠し口座がある人々にとつては、不正を正すべき時機となっています。個人として気を付けることは、自分のマイナンバー情報を提出するのは必要最低限に限るべきということです。今後、マイナンバーへの銀行口座情報等ひも付け等、利用範囲の拡大も予定されていることから、個人にとつても情報管理の重要性が増加していると思われれます。

### 3. 事業者が気を付けること

事業者は、源泉徴収制度の下、徴税や社会保障費収納の直接窓口となっています。政府は情報漏えいの懸念に対応するためにマイナンバー情報の不正な漏えいに対し強い罰則規定を設けました。また殆どの罰則に両罰規定が設けられているため、担当者個人が犯した罪でも事業者には大きなダメージとなります。このため、事業者はマイナンバー法や同ガイドラインで求められる安全管理措置を講じる必要があります。安全管理措置は、組織的、人的、物理的、技術的の安全管理措置の4つに分けられます。この内、物理的安全管理措置と技術的安全管理措置については、情報漏えい対策ソフトの活用等、システム対応が必要であると思われる

カプセルウェア株式会社  
代表取締役社長 安井慎二氏  
「場所の概念」を導入したPCベースの情報漏えい対策ソフト「カプセルウェア」開発・販売を行っている  
企業ホームページ: <http://capsule-ware.com/>

# 新会計基準

## 税効果関連の2つの適用指針公表

・回収可能性と法定実効税率

企業会計基準委員会は昨年12月、税効果会計に関連する2つの適用指針（うち一つは公開草案）を公表しました。

### ◆繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針

前々号で公開草案の主な内容を、前号で公開草案に寄せられた主なコメントをご紹介しますが、12月28日、本適用指針の確定版が公表されました。内容は、適用初年度の取扱いを除き、公開草案から大きく変更されていません。

適用初年度の取扱いについては、会計方針の変更で該当するケースが次の3つに特定され、その場合にのみ、影響額を期首の利益剰余金に加減する取扱いとされました。

- ①（分類2）で、スケジューリング不能一時差異に繰延税金資産を計上する
  - ②（分類3）で、5年超にスケジューリングされた一時差異に繰延税金資産を計上する
  - ③（分類4）で、（分類2）に該当する取扱いをして繰延税金資産を計上する
- 適用は、平成29年3月期の期首からで、早期適用も可能です。

### ◆税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)

法定実効税率の算定にあたり使用する税率は、従来、決算日現在公布されているもの（公布日基準）とされていましたが、本公開草案では、決算日現在国会

で成立しているもの（成立日基準）への変更が提案されています。適用は、平成28年3月期の期末からです。

わが国が、IFRSの強制適用から任意適用の積上げへと舵を切って久しいですが、任意適用の積上げは、現在のどの程度進んでいるのでしょうか。

# IFRSのゆくえ

金融庁が昨年11月に公表した資料によると、11月17日時点の任意適用会社（予定含む）は97社であり、昨年3月末に比べて22社増加しています。このうち上場企業92社の時価総額は、約115兆円に上り、日本の全上場企業の時価総額の19.5%を占めるに至っています。これを業種別に見ると、適用会社数は、電気機器の15社が最も多く、次いで医薬品10社、情報・通信9社、卸売、サービス、輸送用機器それぞれ8社と続きます。適用割合は、会社数ベースでは、医薬品が15%、その他の業種はいずれも10%未満ですが、時価総額ベースでは、トップの医薬品が64%と非常に高く、次いで卸売品が53%、石油・石炭製品40%、食料品38%、情報・通信36%と続きます。

その一方で、任意適用会社が全く存在しない業種もあります。水産・農林、鉱業、建設、繊維製品、パルプ・紙、その他製品、電気・ガス、海運、空運、倉庫・運輸関連、銀行、保険の12業種です。業種などに偏りは見られるものの、任意適用が拡大しているのが国の現状は、国際的にも評価されているようです。